

日商PC検定試験

知識科目(共通分野)

マイナンバー

解説資料

マイナンバーについて定めた法律が、2013年5月24日に成立しました。
2015年10月から個人番号や法人番号が通知され、2016年1月から利用が開始
されます。

本資料では、日商PC検定試験の知識科目(共通分野)の出題範囲に含まれるマイナ
ンバー制度について解説します。

2015年10月
日本商工会議所

-
- 本資料を作成するにあたり、次の文書を参考にしています。
特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(事業者編)平成26年12月11日:特定個人情報保護委員会
 - 本書で題材として使用している個人名、団体名、商品名、ロゴ、連絡先、メールアドレス、場所、出来事などは
全て架空のものです。実在するものとは一切関係ありません。
 - 本書に記載されている内容は2015年10月現在のものです。
 - 本書は法律そのものについての解説資料ではありません。

1 マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とは、国民1人ひとりと、企業や官公庁などの法人に唯一無二の番号を付すことで、複数の機関に存在する個人の情報を、同一人の情報であると確認するための社会基盤です。正式名称は「社会保障・税番号制度」といいます。なお、交付されたマイナンバーの利用は、「社会保障」「税」「災害対策」に限定されています。

現在、個人を特定する方法は、「氏名」「生年月日」「性別」「住所」の基本4情報を使用することが多いですが、変更される可能性のある情報を含んでおり、正確な個人の特定が難しい場合があります。

マイナンバー制度施行後は、唯一無二の番号である「マイナンバー」を使用することで、正確に個人の特定ができるようになります。

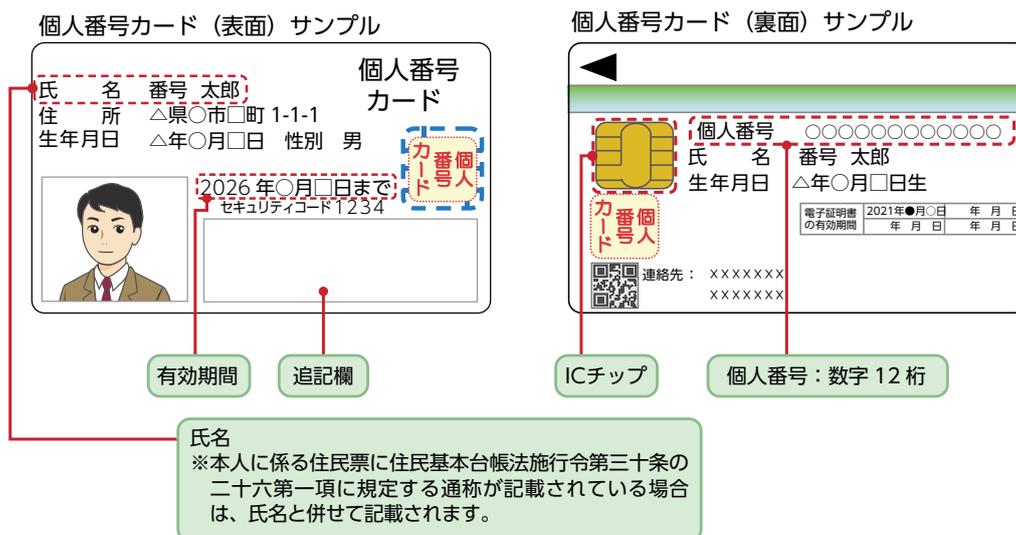


2 マイナンバーの通知

2015年10月から国民にはマイナンバー（個人番号）、企業を含む法人には法人番号の通知が開始されます。マイナンバーは通知カードによって通知されます。なお、希望者には、顔写真やICカード機能の付いた個人番号カードが2016年1月から配布されます。

個人番号カードとは

本人が市区町村に交付を申請し、発行されるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。



マイナンバー（個人番号）と法人番号の違い

マイナンバー（個人番号）と法人番号の違いは、以下の通りです。

	マイナンバー（個人番号）	法人番号
①付番対象	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に登録されている全国民 ・一定の外国人住民 ○中長期在留者 ○特別永住者 ○一時庇護許可者 ○仮滞在許可者 ○経過滞在者 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の機関 ・地方公共団体 ・設立登記をした法人 ・所得税法230条等の届出書を提出することとされている法人又は人格のない社団等 ・前記以外の法人または人格のない社団等であって、日本で経済活動等を営み、国税・地方税の法定調書を提出する義務がある者又は法定調書の記載対象者となる者についても、これらの者からの届出を受けた場合
②付番者・通知者	市区町村長	国税庁長官
③通知方法	付番対象者全員に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載された通知カードを配布 ※希望者には、個人番号カード（顔写真掲載、ICカード機能）を配布	書面にて通知
④番号の桁数	12桁	13桁
⑤番号の変更	原則不可 ※漏えいして不正に用いられるおそれがあるときのみ、変更可	不可
⑥利用範囲	社会保障・税・災害対策の3分野のうち、マイナンバー法で認められる事務に限定	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな場面で自由に活用できる ・インターネットでの検索・閲覧できるサービスが提供される予定

3 マイナンバー制度の目的

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。具体的には、次の3つの実現を目指すことが政府資料で公表されています。

※以下、マイナンバー広報資料（平成26年11月版）より抜粋

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

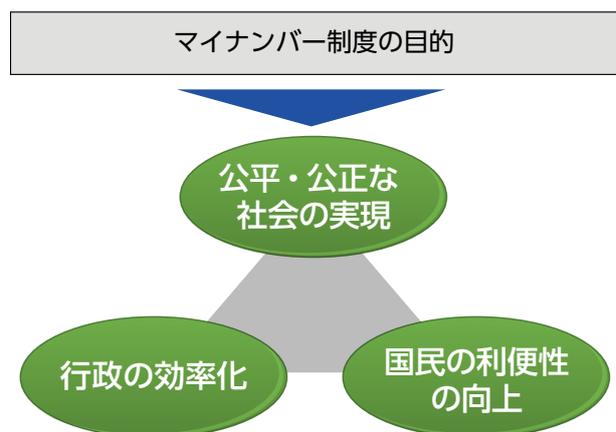
行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

国民の利便性の向上

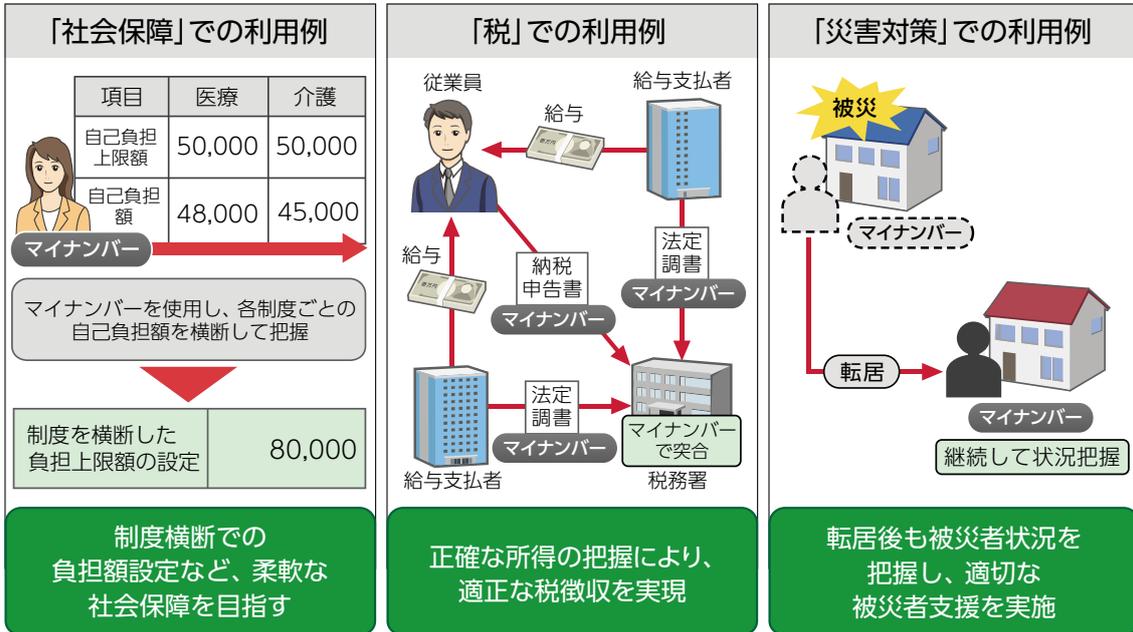
添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。



4 マイナンバーの利用例

交付されたマイナンバーの利用は、「社会保障」「税」「災害対策」に限定されており、国民の利便性向上および行政運営の効率化を図ることを目的としています。



5 マイナンバー制度によって必要となる企業の主な対応

マイナンバー制度が導入されることで、企業では、システム改修を含めた様々な対応が必要になります。企業で必要になると想定される対応について説明します。

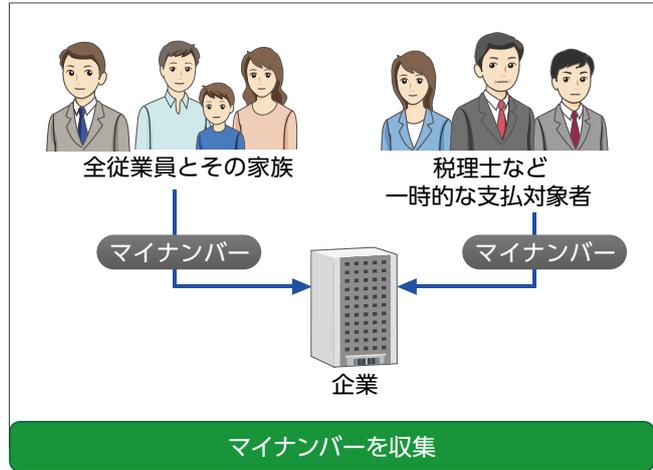
マイナンバーの収集

マイナンバー制度の開始時は、まず既存の従業員からマイナンバーを収集する必要があります。以降、新入社員や中途採用など新規の従業員からも随時収集することになります。

従業員本人だけでなく配偶者や扶養家族のマイナンバーも収集します。

また、健康保険組合の被保険者とその被扶養者、退職した年金受給者のマイナンバーもあわせて収集が必要です。

弁護士や講演・執筆者への謝礼金など個人への支払いが発生する場合、支払調書に受取者のマイナンバーが必要となるため、その個人事業主からマイナンバーを収集する必要があります。



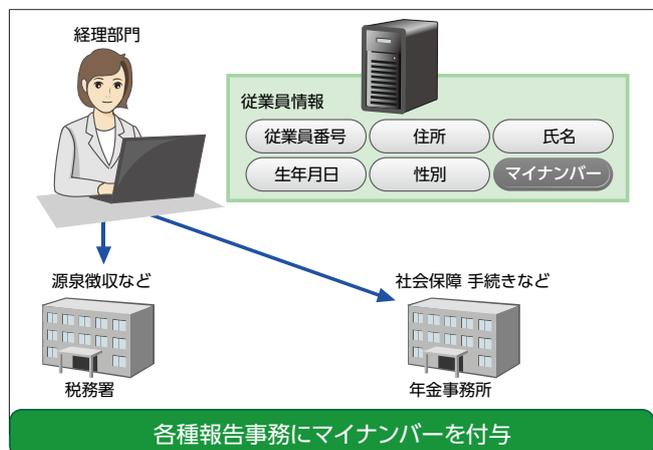
マイナンバーの管理・保管

収集したマイナンバーは、適切に管理・保管します。システムで従業員の情報を管理している場合は、マイナンバーを含めシステムで管理できるように改修する必要があります。



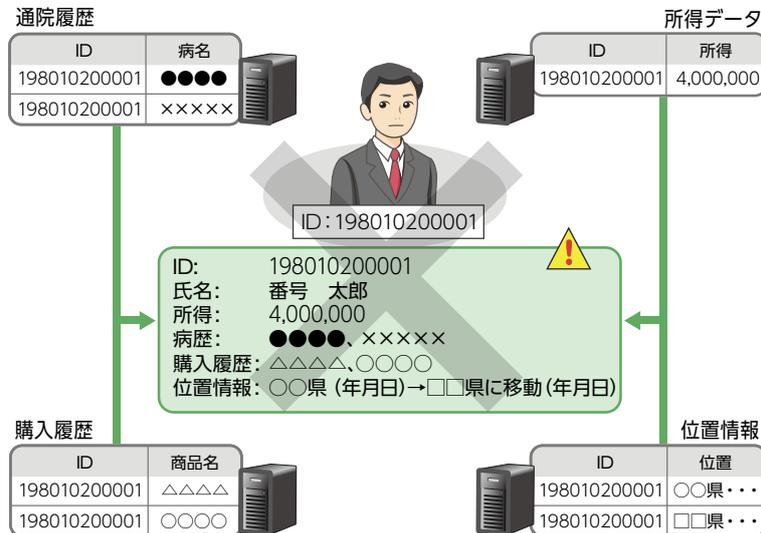
各種報告事務にマイナンバーを付与

税務署へ提出する源泉徴収票などに、マイナンバーを記載して提出します。システムで源泉徴収票を出力している場合は、源泉徴収票にマイナンバーが記載できるようにシステムを改修する必要があります。



6 マイナンバーの保護

マイナンバーのような、唯一無二の番号を広い範囲で利用することは、個人情報の不正な追跡・突合を引き起こしかねず、個人のプライバシー権の侵害につながるおそれがあります。例えば、番号をキーに点在していた情報を不正に追跡・突合することで、容易にプライバシー情報を収集することができてしまいます。そのため、マイナンバー法では、民間利用など、マイナンバーの目的外利用を禁止しています。



マイナンバーの保護措置を遵守するには、マイナンバー法を遵守する必要があります。また、マイナンバーは個人情報保護法令の「個人情報」にあたるため、マイナンバー法に記載のない事項については、従来どおり個人情報保護法令を遵守しなくてはなりません。

7 マイナンバー法の罰則

マイナンバー法では、罰則規定が個人情報保護法より厳しくなっています。マイナンバーを含む個人情報は「特定個人情報」となります。特定個人情報の取扱いについては、マイナンバー法の罰則が適用されるため注意が必要です。

また、一般人として守らなければならないこととして、個人番号カードの盗用などについても、罰則が規定されています。例えば個人番号カードを盗用した場合、6か月以下の懲役、または50万円以下の罰金が科せられる可能性があります。